

平成22年第2回足寄町議会臨時会議事録(第1号)

平成22年2月16日(火曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	王塚善一君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	中鉢武美君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	南岡雄二君
建設課参事	松永恒君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について < P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について < P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 行政報告(町長) < P 4 >
- 日程第 4 議案第 3 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について < P 4 ~ P 7 >
- 日程第 5 議案第 4 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について < P 7 ~ P 8 >
- 日程第 6 議案第 5 号 足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 < P 8 ~ P 13 >
- 日程第 7 議案第 6 号 足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例 < P 13 ~ P 14 >
- 日程第 8 議案第 7 号 足寄町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について < P 14 ~ P 17 >
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 21 年度足寄町一般会計補正予算(第 14 号) < P 20 ~ P 26 >
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 21 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第 2 号) < P 26 ~ P 27 >
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 21 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第 3 号) < P 27 >
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 21 年度足寄町上水道事業会計補正予算(第 4 号) < P 28 >
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 21 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 5 号) < P 28 ~ P 29 >
- 追加日程第 1 議案第 4 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について(文教厚生常任委員会) < P 17 ~ P 19 >
- 追加日程第 2 議案第 5 号 足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(総務産業常任委員会) < P 19 ~ P 20 >
- 追加日程第 3 緊急質問(井協議員) < P 29 ~ P 38 >
足寄町森林組合について

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成22年第2回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

町長あいさつ

議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から招集のごあいさつがございます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第2回臨時会の招集に際してのごあいさつを一言申し上げさせていただきます。

まず、過日、新聞報道にもございました森林組合の今期の決算状況の関係等につきましては、23日に組合の総会が予定されておりますので、総会終了後の3月の定例会にて行政報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

さて、本日予定しております案件でございますけれども、土地区画整理事業に関します行政報告を1件させていただきたいというふうに考えております。

次に、議案として御審議をお願いをする案件につきましては、公の施設にかかわる指定管理者の指定に関する件が2件、条例改正にかかわる案件が3件、補正予算にかかわる案件が5件となっておりますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、招集に際してのごあいさつとさせていただきます。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、11番後藤次雄君、12番大久保優君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 本日開催されました第2回臨時議会に伴います議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

会期は、本日1日限りであります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、議案第3号は、即決で審議をいたします。

次に、議案第4号は、提案説明を受けた後、文教厚生常任委員会に付託をいたし、会期中の審査といたします。

続きまして、議案第5号は、提案説明を受けた後、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

続きまして、議案第6号と議案第7号は、提案説明を受けた後、質疑を行っていただきまして、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の審査といたします。

次に、議案第8号から議案第12号までの補正予算案については、即決で審議をいたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと

思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

行政報告

議長(吉田敏男君) 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、土地区画整理事業にかかわる訴訟の現状について、行政報告を申し上げます。

平成22年2月10日札幌高等裁判所第二民事部において、仮換地指定処分等取消請求訴訟事件の控訴人・浅川雅巳氏にかかわる第1回口頭弁論が開催されましたので、御報告申し上げます。

当日の審理は、原告の控訴状、控訴理由書の主旨確認と、それに対する被告答弁書の陳述を行い審理の終了が宣言され、判決言い渡しは3月19日午後3時50分からとすることが告げられ、閉廷いたしました。

以上、土地区画整理事業にかかわる訴訟の現状についての御報告といたします。

議長(吉田敏男君) これで、行政報告を終わります。

議案第3号

議長(吉田敏男君) 日程第4 議案第3号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長鈴木泉君。

経済課長(鈴木 泉君) ただいま議題となりました議案第3号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説

明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第17号)の第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定するために、地方自治法(昭和23年法律第67号)の第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 公の施設の名称

足寄町営大規模草地育成牧場

2. 指定管理者となる団体の名称

住 所 足寄町南3条1丁目18番地

団体名 足寄町農業協同組合

代表者 代表理事組合長 新津

3. 指定期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

次に、指定管理者の選定経過について申し上げます。

指定管理者の候補者の選定方法についてありますが、大規模草地育成牧場の管理運営は、その施設の性格や規模、機能、社会環境等により、公募することが適さないと判断することから、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず指定管理者候補を選定することとし、指定管理者の候補者として、前回、平成18年4月1日から平成22年3月31日の4年間で指定している足寄町農業協同組合と協議を行うこととしたところであります。

また、足寄町農業協同組合との事前協議がありますが、平成20年2月から計4回の事務レベル協議を開催し、協定書の内容及び年度協定書の内容、リスク負担等について協議を行い、基本合意が得られたところであります。

次に、指定管理者の募集等についてありますが、平成22年2月5日に足寄町農業協同組合から指定管理者の申請書の提出があり、受理したところであります。

選定委員会は平成22年2月8日、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員全員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、足寄町農業協同組合が指定管理者の候補として選定されたところであり、ます。

指定管理者の選定理由であります、1点目として、足寄町農業協同組合は、本町の農業団体として利用者の畜産農家等の平等利用の確保及びサービスの向上が図られる。

2点目として、町内農業における畜産の事情を熟知しており、営農指導と一体的に大規模草地施設の効用を最大限に発揮できる。

3点目として、牧場の業務を熟知し運営する物的能力、人的能力を有し、管理を適切に行う能力を有する職員等を確保できる。

4点目として、資材購入、草地改良など総合的な運営能力を有している。

5点目として、公共的団体である足寄町農業協同組合は、従前より指定管理者として大規模草地育成牧場の管理運営に高い実績を有しており、指定管理者制度の継続について積極的に取り組む姿勢であることとされたところであります。

このことから、選定委員会の審査を踏まえ、本町畜産経営の拠点施設となる足寄町営大規模草地育成牧場の指定管理者候補者として足寄町農業協同組合が最適であるものと判断し、本臨時会に議案として提案させていただいたところであり、ます。

なお、管理を行わせる期間は、平成22年度から、中山間地域等直接支払交付金事業の第3期対策の期間である平成26年度までの5年間とすることが適当であると判断したところであり、ます。

以上であります、資料といたしまして添付しております基本協定書(案)の概要について御説明申し上げます。

なお、本協定書内の目次のページの記載につきましては、今回の議案にあわせてページを振ってあるため符合しませんので、御了承をお願いしたいと思います。

まず、第1章の総則であります、本協定の目的、指定管理者の指定の意義等について規定しております。

第2章では、本業務の範囲と実施条件であります、足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例に基づき、行う業務の範囲と業務実施条件を想定しております。

第3章では、本業務の実施について、本業務を実施する上で関係法令等の遵守、管理施設の改修等緊急時の対応、情報管理等について規定しております。

第4章では、備品等の扱いにつきましては、町の備品及び指定管理者が調達する備品等について規定しております。

第5章の業務実施に係る項の確認事項につきましては、町が指定管理者に業務計画書及び業務報告書の提出を求め、業務実施状況の確認を行い、その結果、条件を満たしていないときには改善勧告ができる規定としております。

第6章では、指定管理料及び利用料金ですが、町から指定管理者に支払う指定管理料は無料とすること。利用料金を指定管理者の収入とすることができること。指定管理者は、收受した利用料金の一部を納付金として町に納付すること。その額及び取り扱いについては、年度協定で定めることを想定しております。

第7章では、損害賠償及び不可抗力ですが、事故等の発生に伴う損害賠償が生じた場合や、台風や大雨洪水、地震、家畜伝染病発生の場合など、不可抗力による被害等が発生した場合のリスク負担等について規定しております。

第8章では、指定期間の満了につきましては、業務の引き継ぎ、原状復帰の義務、備品等の取り扱い等について規定しております。

第9章では、指定期間満了以前の指定の取り消しにつきましては、町及び当指定管理者及び指定を取り消す場合について規定しております。

第10章では、その他であります、権

利・義務の譲渡の禁止、足寄町農林業振興協議会に連絡調整会議等の設置、指定管理者の実施事業への取り扱いについて規定しております。

8ページからは用語の定義、管理物件の内容等について規定し、最後に仕様書を添付させていただいております。

なお、事業実施に当たり、本協定書に基づき平成22年第1回定例町議会において納付金等の議決をいただいた後に、年度の業務内容及び指定管理料並びに納付すべき納付金の額を定める年度協定を締結することとなっております。

以上のとおり提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これ指定管理者から納付金を取るわけですか、それは幾らぐらいを予定しているんでしょう。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） お答えいたします。

町の収入といたしまして1,800万円程度見込んでおります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この指定管理者については、次に出てくる化石博物館に対しては、年間3,750万円をこちらから払って指定管理者にする、こちらは1,800万円をもらって指定管理者、これはどうなのかなって。

今、農業情勢が厳しい中で、そんなに1,800万円もお金もらっていいのかなと単純に考えるわけですがけれども、片や1,800万円ももらう、片や3,750万出す、これ

はちょっと片手落ちになっていくのではないかなと。

この1,800万円を、なるべく納付金をもうちょっと農家育成するために少ない形で検討していってもらうことはできないのかなということをお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） お答えいたします。

1,800万円の根拠につきましては、入牧料等の収入の約10%ということで、その額につきましてはですね、それとあわせまして、この中で農協の収入として見込まれる中で、中山間地域等直接支払交付金の額が約2,700万以上ございまして、その中に足寄町の負担が25%、国が50%、道が25%、町が25%ということでありまして、その負担がありますので、その負担分につきましては4分の1の25%を合わせまして、従来から、平成18年から4年間やってきたわけなんです、それらを同等としまして、今後においても1,800万円という根拠で納付していただくということで農協との協議が調ってございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 農協との協議がこの1,800万円毎年納付するというところで調っているというなら、それはそれでいいとは思いますが、この農業情勢厳しい中で、この納付金については柔軟な方向で今後もやっていってくれたらありがたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第3号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第4号

議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長森和治君。

教育次長（森 和治君） ただいま議題となりました議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第17号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

1. 公の施設の名称

足寄動物化石博物館

2. 指定管理者となる団体の名称

住 所 足寄町西町7丁目4番地100

団体名 特定非営利活動法人足寄の化石と自然

代表者 理事長 高橋

3. 指定期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

次に、指定管理者の選定経過について申し上げます。

指定管理者の候補の選定方法についてありますが、足寄動物化石博物館の管理運営は、その性格や機能が特殊で、運営に専門的な知識・経験が必要であり、一般公募に適さないと判断されることから、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず指定管理者候補を選定することとし、指定管理者の候補者として特定非営利活動法人足寄の化石と自然と協議を行うことといたしました。

同法人は、平成10年7月に設立された博物館友の会デスマクラブを前身として発足したもので、開館以来、共同で普及事業を展開するなど博物館の活動内容を理解しております。

この法人の社員は11名で、登記済み理事3名は足寄町民であります。役員全員が無報酬でございます。

理事長高橋氏につきましては、元十勝農業共済組合北部事業所の獣医師で、現在は式健康普及会において住民の健康回復に活躍されております。

また、同法人とは、昨年以来、事務レベルの協議を通じ、博物館運営をいかに発展させるか、運営経費をいかに節減するかを重点的に、協定の内容についておおむね合意に至ったところであります。

管理経費につきましては、1年間3,780万円を予定しております。

平成22年1月7日、非営利活動法人として北海道の認証があり、同18日の法人登記の完了にあわせ、同20日に申請書及び事業計画書の提出を受けたところでございます。

選定委員会は、平成22年1月26日、足寄町副町長を委員長に6名の選定委員全員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、特定非営利活動法人足寄の化石と自然が指定管理者の候補として選

定されたところであります。

指定管理者の選定理由であります。1点目として、同法人が足寄動物化石博物館当時に結成された博物館友の会デスマクラブを母体としており、従来から共同で普及事業を展開するなど、博物館の活動内容を理解していること。

2点目として、町民主体に結成された非営利活動団体であり、社会教育機関としての博物館の管理運営になじむこと。

3点目として、現職員を雇用する計画であり、足寄動物群研究及び博物館活動を担う人材を確保することができること。

4点目として、化石関係のほか天然記念物など、町内の自然に関する活動など6項目を目的として掲げており、博物館活動の発展が十分に期待できること。

このような理由から選定されたところでございます。

選定委員会の選定結果を踏まえ、また、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の趣旨及び移行に係る協議を行ってきた経過からも、本町の重要な財産でもある博物館の指定管理者の候補者として特定非営利活動法人足寄の化石と自然が最も適当であるものと判断し、本臨時議会に提案させていただいたところでございます。

なお、資料といたしまして添付しております足寄動物化石博物館の管理に関する協定書（案）の概要について御説明申し上げます。

まず、第1章の総則でございますが、指定管理者制度の目的や意義などを規定しております。

第2章におきましては、指定期間、業務の範囲、事業の計画、知的財産の帰属など、指定手続等に関する条例第8条に規定されている項目を網羅しております。

別表第1は、博物館が管理する登録標本のリストでございます。

別表2は、博物館が管理する備品台帳でございます。

最後に管理業務の基準を添付してございま

す。

以上のとおり提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し開会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し開会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議案第5号

議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第5号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第5号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、国民健康保険病院看護体制の見直しによるものでございまして、現在、国民健康保険病院の看護体制は、看護師紹介所等から紹介看護師6名をもって、かろうじて基準看護の1.5対1を満たしているものでございますが、看護師不足は、基準確保においても不安定な状況が続い

ているところでございます。

看護師の確保が急務の状況となっております中で、現行の国民健康保険病院の3交代制によります夜間看護体制を、看護師応募者が現在嫌うというような状況もございまして、看護師不足の要因となっている一因となっているものでございます。

また、3交代制は、就寝時と起床時の看護師が違うため、患者さんに不安を与えたり、出勤・退勤が深夜となり女性看護師が不安を感じたり、準夜から深夜への申し送りに時間がとられるなど、デメリットが多々ございます。

看護師の確保、職員の負担軽減、患者さんへのケア時間の拡大及び業務の効率化を図るため、現行の3交代制による看護体制を、平成22年4月から病棟専任2名、外来専任1名での3人体制による2交代制に変更するという内容にしております。これに伴いまして、夜間看護手当の改正をお願いするというものでございます。

あわせて、救急呼び出しの待機につきまして、職務上の指揮命令に服している時間として対価を支払うことが相当とされておりますことから、救急呼び出し待機手当を新設するものでございます。

条例の改正内容について申し上げます。

足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第5号」を「第6号」とし、第4号の次に次の1号を加える。

第5号といたしまして、救急呼び出し待機手当でございますが、特殊勤務手当の種類を1号を加えるものでございます。

次に、第5条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額」を「7,140円」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削るものでございますが、夜間看護が今後1パターンとなることから、これまでの勤務時間の区分の必要がなくなりますことか

ら、条項を削除するものでございまして、夜間看護一本化ということで7,440円の手当を給付するというものでございます。

次に、第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

条文の繰り下げ等の整理改正を行いついて、第7条として、救急呼び出し待機手当を新設するものでございます。救急呼び出し待機手当の加える条項第7条でございますが、救急呼び出し待機手当は、病院に勤務する医師以外の職員が、救急呼び出しに備えて自宅等において勤務時間外に待機を命ぜられたときに支給する。

第2項、前項の手当の額は、その待機1回につき次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

第1号としまして、待機時間が午前8時35分から午後5時5分までの間の場合2,500円。

第2号としまして、待機時間が午後5時5分から翌日の午前8時35分までの間の場合1,500円とするものでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日としまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

経過措置でございますけれども、第2項で、この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に開始する勤務に係る夜間看護手当について適用し、同日前に開始する勤務に係る夜間看護手当については、なお従前の例による。

ただし、この条例の施行の日に開始する8時間未満の勤務に係る夜間看護手当については、なお従前の例によるものとなります。

4月1日から実施する2交代制の夜勤の始まりを午後4時ととらえてございまして、夜勤は継続して勤務が続くわけでございますが、3月31日からの夜勤勤務体制が4月1日にかけても3交代制の勤務体制で継続いたしますことから、この経過措置を定めている

ものでございます。

なお、この条例改正に伴いましての所要額でございますが、夜間看護手当が210万2,000円の増加となりますが、宿日直手当が219万円不要となりますので、経費には大幅に変動はないものと見込んでございます。

なお、新設いたします救急呼び出し待機手当につきましては、年間所要額として219万4,000円の純増となることと見込んでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、新旧対照表を25ページに添付してございますので、御参照願いたいと存じます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 本条例案につきましては、先ほど議運の委員長の方から報告あるように委員会付託でございますので、この条例案の詳細についての質疑は避けたいと思っておりますけれども、まず議会と執行機関の関係についてね、その辺の考え方をもう一度再確認させていただきたいなと。

以前にもちょっとこの本会議場で所見を求めてある経過がございますけれども、議会の意思決定をしようとするのと執行を余儀なくされてる状況と、余りにも間隔がなさ過ぎるんでないかと、十二分に審議をする時間がないのではないかと。

要約していたしますれば、今回の先ほどの付託になりました4号議案もそうですけどね、4号議案はとりあえず今の補正予算に予算措置をされてると、そういうことからいきますれば、4号議案はどうしても補正予算審議の以前に条例の可決が必要になってきますよね。

だから、条例にかかわる予算の係る条例案の提出のあり方、これはやっぱり政策理念が意思決定したら、いち早くそういうことで議会との関係の中で努めて十分な審議ができるようなインターバルを持つ、こういう提案のあり方が私は必要でないかなと、このように思うんですけども、本条例提案になってる第5号議案もそうなんです。

これは今定例会の補正予算の予算補正にはございませんけれども、一般論から言わせていただければ、ほとんど町長査定も終わって、新年度予算にかかわる分でございますね。

私の考えるところによりますと、病院の公営企業の関係の予算はね、それほどの冊子量でもございませんから、すぐ変えられるのかなと、これが可決になり、あるいは否決になりいたしますればね。

だけど、一方で病院の会計の財務を見ますと、一般会計からの繰り入れがございますね。どうしても余儀なくされてる財務状況からいきますれば、それじゃあ一般会計はどうなんだと。

今いみじくも、3月の2日開会予定されてる定例会に、その22年度の予算書が議会に提案されますよね。その絡みはこの時期で、この時期というのは、本日2月の16日ですか、その辺はどうなるのかなと。

できますれば、やっぱりもう少しこの今の提案を早めておきましてね、そしてこの新年度予算にかかわる条例案が可決して、それを受けてね、そして町長査定を受けて公営企業会計と一般会計の財政のね、そういうことはやっぱり真っさらの中で提案していくのが私は至当でないかなと。

実務上からいきますれば、新年度当初予算だから、例えば今本条例案に提案なってるものは当初予算に幾らでも、財源はもちろんありますよ、可決になりますればね。

しかし、やっぱり考え方として、当然そうなれば適のときに補正予算を、今の実質増になる新設の分の予算措置、つまり219万

4,000円を増にしていけばいいわけですけどね、我々の議会との考え方でいきますれば、その辺もちょっと配慮していただけるのがやっぱり至当かなと思いますけど、その辺、町長いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

執行側と議会との関係といえますか、もちろん議案として提案をし、御審議をいただき可否を決定いただくということで、これはこれまでの議会の中でも数回にわたり、とりわけ高橋議員から、あり方については御指摘なり、あるいは質問をいただいているところでございます。

その都度、私からの答弁につきましては、意思決定がされれば、できるだけ早く議会の方に提案を申し上げて、そして十分なる審議の期間を確保すべきと、こういう認識はもちろんあるということでございます。

今回御提案申し上げております案件につきましても、作業につきましては急ぐようにということで、原課の方も精力的にやってきたわけでございますけれども、とりわけ今議案となっております手当に関する条例、とりわけこの根拠というのは、3交代制から2交代制に変えるということで、勤務条件の大幅な変更ということでございまして、これは当然、労働組合とも協議が当然必要だったということもあって、率直に申し上げて、少しそういった部分で作業のおくれがあったということで提案がこの時期になったということで、そういう意味で大変申しわけなく思うわけでございます。

以後におきましても、できるだけ作業的には早目早目の対応をして、所定のクリアしなくちゃいけない部分につきましてはクリアをし、まとめ次第、所管の委員会なり、あるいは議会の方に速やかに提案をさせていただくというようなことで、今後も心がけて取り組みをしていきたいというふうに思います。

今回こういった臨時会、そして間もなく3

月定例会という時期に提案ということになったということにつきましては、大変申しわけなく、今後十分気をつけながら作業を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） この時期、町長の所見、わかりました。そういうことだろうと私は思います。

ただ、懸案を統制していただきますればね、今国内の状況からいって、普天間の跡の問題、非常にもめてますね、決定がされない。アメリカという日米同盟の関係もあるということもあるんでしょうし、関係地域の関係もありましょう。

そこで、4号議案のように相手方が外部にある場合、外部に法人であろうと非営利法人であろうとある場合については、やはり相手のこともあるから、私はそれはある程度考慮の余地あるかなと思ってますよ。

ただ、できますればね、この今の例えば4号議案のように町の意思決定がなされずと、急遽なされるわけじゃ私ないと思うんですよ。

年末に急遽意思決定したなんていう、私は少なくとも新年度4月ごろからそういうことがあるのかなという思えば、それなりにやっぱり熱意を燃やす方々のそれなりの専門性のある方々が、足寄町の意向を受けてそれじゃあ指定管理者として受託をして、そして今までのノウハウから知識もみんな含めて、町のために頑張ろうかという方がいらっしゃるかなって、それでも一步譲っても相手のあることだ。

ただ、今提案になっているものについては身内の問題ですよね。足寄町の身内の問題、行政内部の問題、労働組合といえども身内の問題。この辺がいつ2交代から今3交代になったのかね、その辺はいつそういうことが惹起したのか、急遽ことしになってからだったのか。

委員会の中でも順次各委員の方から質疑があるかどうか分かりませんが、そういう首長としての意思決定があり、それを受けて労使の中で話し合われたにしては、今の3月当初予算を迎えたこの時期というのは、非常に議会との関係は難しい時期だと思うんですね。

なぜかという、やっぱり予算の絡むものについては、検証とかそういうものはね、予算のかかるもの　もう、すぐ2週間後に当初予算が控えて、ということは、もうそれまでに調整がなされて、一定の業務というものが議会に提案することが完了されるということで、ちょうど難しいこの局面の補正予算のあり方、議会に提案のあり方というのは、やっぱり慎重かつ適切にね、先ほど町長答弁されたよりも少し厳密にね、以前にも申し上げてる経過ありますんで。

だけど一歩譲って、できますれば、この提案が前の臨時会に出てたら、そのことについてはね、それからこれから付託される一連の問題の条例案についても、相当事前研究、かつての火葬場の条例の関係でやられた担当者も、相当慎重かつ適切に、何ヵ月間かけて提案されたんでないかというふうに、これからの審議を議題に供される問題についてもね、所管委員長としてもそういう法的な中で勉強させていただいた経過ありますけど、いずれにしても、この表に出るまでは相当そういうことがあると思うんですね。だからなお一層ひとつ密にして提案していただかなきゃな。

ただ、我々委員会の中でもこう言ってるんですよ。一定の審議の場与えてくれ与えてくれと言うけど、審議の場に与えたら何も質疑ないとなれば、形式的なもののセレモニーをやってるというふうに町民から見たらゆがめないから、そういうことないようお互いに勉強して、　一定のことを示された経過もあり、やっぱり自宅研修も含めてやるのが我々の議会の権能を示すことでないということをお願いして、皆さんと御理解いただい

て今、随時委員会活動をやってますけどね、特に理事者側においては今度、提案権は我々、条例なんかもちろんありますけどね、予算提案権ありませんので、もう少しやっぱり密にさせていただいて、今後町長の理念だけでなく部下職員に至るまでね、場合によってはやっぱり労働組合の職労の人方にもね、そういう町づくりの進め方について御協力いただくということをね、そのためにはやっぱり町長ももう少し、政策理念を職労にぱっと出したぐらいと、熟読期間がないとなかなかね、末端までいろんな民主的な形の中で積み重ねて、組織の意思決定なされて労使の妥結ということのことを考えれば、それは私よりはあなたの方がずっと専門家でね、本当に釈迦に説法で恐縮でしたけども、ひとつ今後ともそういうことの中で推し進めていただきたいもんだと、この条例、今回の条例案提案も踏まえてね、議会の一員として強く求めたいと、このように思うところです。最後の御所見をどうぞ

議長(吉田敏男君)　町長、答弁。

町長(安久津勝彦君)　お答えをいたします。

先ほども答弁申し上げたとおり、とりわけいろんな改正点、あるいは検討していることがあれば、これはそれぞれの所管委員会があるときに、非公式といえども、委員長の方と連携を密にさせていただいて事前に、例えばこんな動き今してるよというようなことも含めて、できるだけ担当課長には、そういった議会との連携を密にしてくれという指示はしているところでございます。

とりわけ今回、今議題となっております案件につきましては、これは先ほど総務課長の方からも提案理由の説明の中にも触れておりましたけれども、やはりもともとうちの病院も2交代、変則2交代でやってきて、これが何年かというのは、ちょっと私も今記憶に薄らいでいるわけでありまして、3交代制に移行してきたと。

これは全国の病院の職場の中で、やはり看

護体制というのは3交代が合ってるというような流れの中で、我が病院も、実施時期は相当おくれた時期に3交代の体制をとってきたということでございます。

しかるに、現実今の時期になりますと、3交代をやっているところというのは極めて少なくなってきたということでございます。十勝管内の大きな病院、厚生病院しかり、さらには国立療養所等々もやっぱり2交代。

これは何かといいますと、やはり看護師さんの勤務体制、先ほども少し触れられておりましたけれども、夜中に出勤しなきゃいけない、あるいは夜中に帰らなくちゃいけないということもあって、これは今までの看護師さん、これは全員とは申しませんが、これは3交代になれてるわけでありますから、これはこれが変わるということになれば、やっぱり自分の生活のペースもまた変わってくる。

しかし一方、新しい看護師さんをぜひ足寄の病院に来てくれということで募集をしていく中で、3交代であればちょっとねというのは、これ現実問題として起こったということでございます。

今の新院長は昨年の4月に着任いただいたわけでありまして、この看護体制についても、これから病院改革していく上でやはり看護師さんがいないことには、もちろんお医者さんはイの一番でありますけれども、看護師さんも確保できなければ、よりよい病院づくりというのは難しいということもあって、院長先生と私との話し合いの中でも、できるだけ速やかに早目に条件を整えて、2交代の体制とすべきだというようなことも確認をしながら、その後いろいろ協議に入ったわけでありまして、ただ、現実問題としては、議員仰せのとおりこれはもう大幅な労働条件の変更にすることありますから、しかもまた、交代制勤務にしてるものですから、きょうこのことで提案してあるいは説明したいといっても、一遍にはなかなか集まらない、全員がそろおうというのはなかなか難し

いということもありますから、こういった調整も含めて、私が思ったよりもちょっと時間を要してしまったなという思いでございます。

議員の御指摘も踏まえながら、今後このほかの案件についても、当然執行者側と議会との間につきましては、当然情報をしっかり提供をし、そしてしっかり審議をいただく時間、あるいは期間を確保するという心を心がけて、今後も対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査にすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し会期中の審査とすることに決定をいたしました。

議案第6号

議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第6号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第6号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

足寄町公共下水道条例の一部を改正する主な趣旨としまして、現行規定の下水道整備事業における対象区域が、都市計画用途地域内312ヘクタールの土地の所有権並びに賃貸借権を有する者について、受益の対象となっていることから、区域外の者で下水の排除の希望がある者について接続が可能となるよう、足寄町公共下水道条例及び同施行規則の一部改正を行い、都市計画の用途地域外で用途地域に隣接している者の下水道事業による受益者の拡大を図るため、条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、下水の排除という言葉なんですが、下水道法の第2条によりまず法律用語でございまして、その意味合いとしましては、公共下水道の排水施設、公共枅に汚水を流し込む、要するに利用という意味合いでございしますので、御理解をお願いいたします。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例

足寄町公共下水道条例（平成12年条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第29条」に、「第29条」を「第30条」に、「第31条」を「第32条」に改める。「第31条」を「第32条」とし、「第30条」を「第31条」とし、「第29条」を「第30条」とする。

第4章中「第28条」を「第29条」とし、「第27条」を「第28条」とし、「第26条」の次に次の1条を加える。

（区域外下水の排除）

27条 町長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外の下水を公共下水道に排除させることができる。

2 前項の規定により下水道を公共下水道に排除することを認められた者に対しては、この条例を適用する。

附則 この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、新旧対照表を27ページに添付しておりますので、御参照方お願いいたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第6号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し閉会中の審査にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

議案第7号

議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第7号足寄町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第7号足寄町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定に伴います提案理由を申し上げます。

この条例の制定趣旨につきましては、足寄町公共下水道条例（平成12年条例第46号）及び規則の一部改正に伴い、区域外下水の排除の許可に伴います受益者分担金を定めるものであります。

なお、この条例並びに規則の制定に当たっ

ては、本州及び管内市町村の事例を参考とし、地方自治法、都市計画法、下水道法に抵触せぬよう制定の準備を図ったところであります。

また、現在設置されております下水終末処理場の処理能力等に対する影響は特に問題がなく、当分の間は現行施設での対応となるものであります。

次に、本条例の制定内容について御説明申し上げます。

足寄町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

第1条につきましては、趣旨の定めでありまして、この条例は、公共下水道にかかわる事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、足寄町公共下水道区域外流入分担金（以下「分担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条は、区域外流入の定めでございます。この条例において区域外流入とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づく足寄町公共下水道事業認可区域（以下「認可区域」という。）外の区域から公共下水道の排水施設に汚水を排除することをいう。汚水の排除という意味は、先ほど述べたとおりでございます。

第3条は、受益者の定めでありまして、第1項 この条例において受益者とは、町長が認可区域外のうち分担金を徴収する区域として定めた区域（以下「徴収区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、町長は、地上権、営小作権、質権または使用賃貸借もしくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権または使用賃貸借もしくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、地上権等を有する者と当該土地所有者とが協議して、当該土地に係る分担金の徴収を受ける者を定めた場合には、その者を受益者とみなすことができる。

第2項 町長は、徴収区域内における土地

区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要と認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

第4条は、徴収区域の公告の定めでございます。町長は、徴収区域を定めたときは、遅滞なく当該徴収区域の名称、区域及び地積を公告しなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第5条は、受益者の分担金の額の定めでございます。受益者が負担する分担金の額は、足寄町公共下水道受益者負担金条例（平成12年条例第22号）第3条に規定する単位負担金額に、当該受益者が第4条の公告の日現在において所有し、または地上権等を有する土地で、同条の規定により公告された区域のもの面積を乗じた額とする。

参考までに、受益者負担金につきましては、1平方メートル当たり380円となっております。

第6条は、分担金の賦課及び徴収の定めでございます。町長は、第4条の公告の日現在における当該公告のあった徴収区域内の土地に係る受益者ごとに、前条の規定による単位負担金額を基礎として分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

第2項 町長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、その納付期日等を受益者に通知しなければならない。

なお、負担金条例の規則第7条を準用しますので、年4回になってございます。第1期につきましては6月10日から6月25日まで、第2期については8月10日から8月25日まで、第3期につきましては10月10日から10月25日まで、第4期につきましては12月10日から12月25日までいたします。

第3項 分担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一部もしくは

は全部納付の申し出をしたときは、この限りではない。

第7条は、分担金の減免でございます。国または地方公共団体（以下「国等」という。）が都市計画法第4条第14項に規定する公共施設の用に供し、または供することを予定している土地については、分担金を徴収しないものとする。

ここでいう公共施設とは、道路、公園、その他政令で定める公共の用に供する施設ということで御理解をお願いいたします。

第2項 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

（1）国等が公用もしくはその機能の用に供し、または供することを予定している土地に係る受益者。

（2）公の生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者。

（3）前2号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者。

第8条は、減免の取り消しの定めでございます。町長は、分担金の減免を受けた者が前条の規定のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、その減免を取り消すものとする。

第9条は、受益者に変更があった場合の取り扱いの定めでございます。町長は、第4条の公告の日以後受益者の変更があった場合において、変更に係る当事者の一方または双方がその旨を町長に届けたときは、新たに受益者となった者が従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条の規定により定められた額のうち、当該届け出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者がこれを納付するものとする。

第10条は、督促手続及び延滞金の徴収の定めでございます。町長は、第6条第2項の納期期日までに分担金を納付しない者がいるときは、足寄町税外諸収入金の徴収に関する

条例（昭和36年条例第10号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条中「年14.6%」とあるのは「14.5%」と読みかえるものとする。

第11条は、委任の定めでございます。この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則 この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これは今下水道を通る区域があって、その区域外でもちょっと管をつなげれば下水、要するに水洗トイレにできるよというそういう地域の人たちに関することですね。

地域の人には下水道負担金取られるけど、だからそうやって受益するわけだから、分担金というふうに名前を変えて、私たちが払ってような下水道負担金を1平米380円という取るということですよ。

でも、そうしたらこんな面倒くさいことしないで、そこもちょっとつなげれば区域になるんだから、つなげれば区域になるところは、今は区域じゃないけど、そこまで線を延ばして、そしてただ境界をちょっと広げるだけでいいんじゃないのかなと。

こんな面倒くさいような条例使わないまでも、区域の線引きを変えればいいだけのことじゃないのかなと思うんですけども、それについてなぜそのようにできなかったのか、教えていただけたらありがたいんですけども。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） この下水道に關します区域でございますけれども、先ほど述べましたように都市計画区域内で、平成15

年3月でございましたけれども、全体計画区域が312ヘクタール、そしてその中で認可計画区域が214.9と、これが下水道区域になってございます。

ですから、この区域につきまして早急なる区域の拡大、それが となりますと時間がかかりますので、近隣する方ということで、要するに近くまで下水道管来ているのに、私たちが利用できないという方がいらっしやると、そういう方について今回、分担金という形で形を変えて、早急なる快適な生活を送ってもらおうということで、今回、分担金条例を設け、区域外のことを拾っていくということにしておりますので、御理解お願いいたします。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号足寄町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し閉会中の継続審査にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号足寄町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。総務委員会並びに文教委員会の開催をお願いいたします。2時めどに開催をしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

午前 11時13分 休憩

午後 2時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時08分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） ただいま開催されました第2回臨時議会に伴う議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第4号と、総務産業常任委員会に付託いたしました議案第5号の審査報告を受け、審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議の結果を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

日程追加の議決

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

足寄町議会会議規則第22条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し審議することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し審議することに決定をいたしました。

議案第4号

議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

12番 大久保優君。

12番(大久保 優君) 本来はこれ、行政から提案されたときにお聞きすればよかったと思うんですけど、管理に関する協定書の中の施設管理修繕の12条の2の項目なんですけども、これは指定管理業務基準の施設の管理の中の修繕の中と連動がされてないんですけども、こちらの方は1件につき100万を超える場合には行政がやると、以下の場合には管理者がやるとなってるんですけども、こちらの方は施設設備の管理の中では、建物、大がかりな修繕は町が役割とするとうたってるんですけど、これ連動すべきだと思うんですけど、その辺の審査はされませんでしたか、お聞きしたいんですけど。

ページでいうと、指定管理者基準が23ページの上の方の がその条文です。それと管理に関する協定書は13ページの右の下の方の施設管理の修繕というところと、本来はこれ連動されて同じ条文でないとおかしいと思うんですけど、その辺どうですか。

議長（吉田敏男君） 文教厚生常任委員会委員長、答弁。

文教厚生常任委員会委員長(星 孝道君) ただいまの質問でございますが、23ページの上の の施設の設備修繕の建物、大がかりな修繕は町の役割とするというところと、それから13ページの下の施設管理修繕の12条2項の関連がこれが連動すべきでないかということの審査があったかということでございますが、このことについて正確に審査はしておりませんが、説明を受けた中では、100万円を超えるものについては町が

修繕をすると、それから指定管理に移行する前に、大きな特に屋根や何かの雨漏り等については、管理移行前に町が修繕をするという説明を受けております。

議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

12番(大久保 優君) わかりました。これ適正に言えば、やはり同じこちらにも、23ページにも同じ条文が入るべきだと思うんですよね。その辺整理した方がよろしいと思います。

それともう一つ、これはお願いなんですけど、事業計画案が出てますよね。こちらの管理の方には11月までに出しなさいというの載ってますけど、本来、初年度ですから、多分文教の方にはあれですね、事業計画書みたいな出てますよね。

多分それで審査してると思うんですけど、できれば、総務関係はこれを手にもらってないんで、できれば総務の人にも配付していただきたいと思うんですけど、お願いですけど。

議長（吉田敏男君） わかりました。今のは善処いたします。

他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) これは少数意見の留保もない意見だったんですけど、反対討論。

これ予算を見てみたら、1人戻る、そして2人分の給料で4人を雇うようになっている。町の指定管理者制度いいなと、町の負担が少しでも減るならと思ったけれども、町の負担としては全く減ってないと言っても過言ではない。

同じ2人分、正職員2人分の予算で4人雇うというふうに変ったかなというところで、とりあえず合計金額としては、町の負担

余り変わってないじゃないかと、その点はちょっと困るんじゃないかなと。

そして、その4人の中に新しい来入者がいるので期待できるなと思って、私はこの休み時間にその人がつくったフィギュアを見に行っただけですけども、半分がきれいなやつで、その半分が真っ赤な筋肉がむきむきに見えるフィギュアだったんですけど、私はそれを見て、この方は足寄町に来るのもったいないんじゃないか、大学の研究室にいるべき人ではないのか。

そして現館長も、現生動物の飼養に詳しく、足寄町にいるよりも大学の研究室にいるべき人ではないのかと、そういうことを受けたわけですけども、でも、果たして足寄町が、そんな大学の研究室にいるような人を抱えておくだけの金銭的に余裕があるのか。こんなに人口も減り店も減り大変な状況の中で、そういうことができるのでないか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

そして、展示物も現生動物というのをちゃんと打ち出してきた。これ一番最初に化石博物館ができるよというときも、私も1人で反対したわけですけども、そのときはまだ動物化石というふうにならなくて、現生動物の骨を堂々とやるよというふうにならなかっていなかった。でも、今度現生動物をやるというふうになっている。これではやはり入館者の増加は見込めないな。

町内の人の中には、転用してお年寄りのための施設や、また、新しい職場をつくるための考えるそういうような場所として使ってはどうかという意見もある。

できることなら、もうつくったものなのだから、そのまま旭山動物園のように起死回生を図って続けていってほしいと思うのだけれども、この内容では、だんだんじり貧でだめになっていくしかないのではないかと、内容を見てこれでは赤字がふえるだけだなどと、そういうことからこのことに対して反対いたします。

議長(吉田敏男君) 他に反対討論はござ

いませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 10番 谷口二郎君。

10番(谷口二郎君) ただいま9番議員の問題で討論の趣旨がはっきりつかめないものですから、そのときには議長の方から、きつちりと制止するものはしてやってください。また、修正できるものは修正、議長の方から指示してやっていただきたいと思います。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号

議長(吉田敏男君) 追加日程第2 議案第5号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第5号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号

議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第8号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第14号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第8号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第14号)について、提案理由の御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,432万3,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、銀河線跡地整備費におきまして、工事請負費といたしまして旧ふるさと銀河線宿舍解体工事173万3,000円を計上いたしました。これにつきましては、銀河ホール横の旧宿舍2棟の解体工事でございます。

次に、農林水産業費、農業費、営農用水道等費におきまして、使用料及び賃借料といたしまして除雪機借上料20万円を計上いたしました。

林業費、水源林造林事業費におきまして、事業費調整のため需用費、役務費、原材料費におきましてそれぞれ補正をお願いしてございます。総額に変更はございません。

次に、教育費、社会教育費、社会教育事業費におきまして、備品購入費といたしましてデータコレクター一式6万1,000円を計上いたしました。この機器は、図書の貸し出し・返却等、バーコード読み取りによりパソコン処理できる機器でございます。

歳出終わりまして、次、歳入について申し上げます。

8ページをお願いいたします。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金におきまして、総務管理費国庫補助金といたしまして地域活性化経済危機対策臨時交付金100万円を計上しております。

次に、繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金26万1,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金73万3,000円をそれぞれ計上いたしてございます。

3ページにお戻りください。第2表債務負担行為補正といたしまして、22年度事業にかかります業務委託等、追加3件をお願いしてございます。関係分4ページにもかかっておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上で、議案第8号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第14号)の提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第8号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第14号)の件の質疑を行います。

10ページをお開きください。歳出から始めます。款で進めます。第2款総務費、質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 銀河線跡地整備費で

旧ふるさと銀河線宿舎解体工事に2棟分で173万3,000円、これについてはやはりそこへ住みたいよという人が多かったので、何とかそこを一般の人に開放してくれないかという話があったんですけど、やはりここはバスの駐車場ということになっていくわけですか。

議長(吉田敏男君) 副町長、答弁。

副町長(田中幸壽君) 議員御指摘のとおり、大型車の駐車場になる予定でございます。

議長(吉田敏男君) 他に質疑はございませんか。

5番 木村明雄君。

5番(木村明雄君) この銀河線跡地についてでございますけども、これについて大誉地から足寄間の間、これについてどこまで進んでいるのか。

これは農家の人たちも、これから先に向けてだんだんと夏になると、そういうことになればそれなりにやはり整備もしていかなきゃなくなるとということの中で、お尋ねをしたいと思います。

議長(吉田敏男君) これ解体工事の関係だけの質疑ですから、ちょっとまた別の機会です。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第6款農林水産業費、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第10款教育費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 歳出総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次、8ページ、歳入に入ります。歳入一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 歳入総括、ございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に、3ページにお戻りください。第2表債務負担行為補正、追加30件、質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) ただいま議題に供されてます債務負担行為の関係でお尋ねをいたします。

本来、相当の額になって、この債務負担行為の議会手続は妥当なものと思いますが、この執行に当たって何か留意点がありますれば、前年度と対比いたしましてね、委託の方法と委託のあり方等、あるいは入札等、もろもろ含めて何か留意点あればお示しをいただきたいと存じます。

あわせて、先ほど4号議案で議会議決なりました化石博物館の関係の債務負担行為1億8,000万強が議決を求めるべく提案になっておりますが、我々所管委員会でない委員は全くわからないんですね、内容が。

先ほど9番議員も反対討論の中で論旨述べておられましたけどね、できますればこの辺も含めてね、大きな債務負担行為の期間が長こうございますしね、いろいろと制度が変わる、要するに執行のあり方が変わるわけです、今まで直営でやったのが。

そういう節目のときは、所管委員会の皆さんにお示しするのは当然のことなんでしょうけども、所管委員以外の我々にもお示しをしていただかないと、本来だったら、この予算提案のなったときに条例案等が提案されたときに、付託前に内容について質疑をするということも、一つの我々の議員としての方法は残されてはいたんですけどね、これは条例との兼ね合いであえてその際質疑をしなかったと、配慮して質疑をしなかったという経過もあるもんですから、その内容がわからなければ、この債務負担を認めるとか認めないというそういうことではなくて、本条例案も可決になっておりますしね、そういうことではなくて、やっぱり知らしめるべきかなと。

できますれば、先ほどの反対討論を聞いててちょっと推しはかることができましたんですけど、現状の直営方式の事業費というのが明らかになったわけですよ。当然、当該年度の決算委員会に決算が徴されて示されることになるんですけども、今度改めてこの直営方式から指定管理者方式に変わったと、どのように状況が変わっていくのか、どのように税が使われていくのか、そういうことの内容が一切我々は承知できないんですよ。

一つとしては、議案が上程になったときに、こういう種の質疑は幾らでも可能なことは事実だったんですけども、基本的にあるべき姿でということですね、その前提に条例も付託ということで質疑をしなかったこともございますので、改めて、議会終了後でも結構ですので、他の委員会、つまり総務委員会のメンバーにお示しをしていただけたら、我々が町民に対して説明ができるんですよ。

先ほどの反対討論の方の論旨だけ聞いてても、なかなかやっぱり、おっしゃってることは当然一つの理念に基づいて論じてますから、このことについては当然了といたしますけども、我々が全くわからなければ、町民に全然説明できないです、この状況では。

いやいや、こんなことで21年から26年まで1億8,900万で債務負担行為して、それ以内で指定管理して、一定の支出が町が毎年度支払うんだということは当然わかりますけど、内容が全くわからん。単年度にしたらどうなるのかと、そういうことも含めてやっぱり示すべきでないかなと、こういう制度の変わり目についてはね。

一定でランニングをしていく通常の業務の場合については、所管だけでも当然結構でしょうけども、我々も当然審議の機会を与えられておりますので、条例案提案がなったときに、逐条でもってお尋ねすることは、さっきの12番議員のようにそれは可能だったんですけども、委員会付託ということで配慮して質疑しなかった経過もありますんで、条例のことはそういうことで了で可決されました

から、内容について後日お示ししていただきたいもんだなと、このように思いますがいかがでしょうか。それでは前段も含めてひとつ答弁いただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

今回の提案をいたしております債務負担行為についてでありますけれども、留意点ということでお尋ねがありましたけれども、今回提案をしているこの債務負担行為の内容につきましては、議員も御承知のとおり、この間、例年どおりの内容と同様のものを今回も上げさせていただいてまして、この中で一部、足寄放牧ブランド確立促進業務委託から障害者地域就労支援委託業務までの5件につきましては、昨年補正で事業実施をしておりますふるさと再生雇用の3ヵ年のことしがたまたま中間年、22年度が中間年という形になっております。

そういったことで継続の事業でありますけれども、この部分の業務委託が今回債務負担行為で計上しているということで、特徴的な新しいものについては、これも御指摘のとおり足寄動物化石博物館施設管理運営業務、先ほど議決をいただきましたこの分については、後段、他の所管の委員会にもということで情報を公開、公開といいますが、情報提供すれということでございます。

この分については、教育委員会の方から御答弁をしていただきたいというふうに思いますが、内容等々それ以外の部分につきましては、先ほども申し上げましたふるさと再生雇用については、もう既に金額が決まっている継続の部門でありますので、金額的な変更はございません。

そのほか警備委託ですとか清掃ですとか、もろもろの業務委託を計上しておりますけれども、中には、燃料代等々が下がって、若干安くなったという部分もありますけれども、正確には、ちょっと今資料が手元にありませんので申し上げられませんが、ほぼ昨

年同様の業務委託料の予算の計上になっているということで、御理解を願いたいと思います。

この債務負担行為が認められれば、即指名委員会を開催をして、4月1日に事業実施ができるように、入札行為、契約等々を済ませて対応する予定になっているところであります。

この時期での業務委託というのは、そういったことで事前の入札行為等々があつてこの時期の債務負担行為になっているというのは例年どおりでございますので、その部分も御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

指定管理者制度に移行するに当たつての資料提供ということでございますけれども、議会のお許しをいただければ、事業計画等を含めて御提出申し上げたいと、このように思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 過般、こういう委託業務の段階で複数年契約の話も議論交わしたところでございますね。

今、副町長が答弁された特殊なもの、それから国の制度が絡む財源が絡むもの、もちろんありますけども、うちの町が直接例えば庁舎業務の委託もそうございましょうしね、そういう簡易なものについて、もっと集約するようなやり方で、そして最終的に複数年契約することによって雇用が安定されたり、そこに働く人が安心して、もちろん受注する企業ももちろんそうございましょうけども、我々一般町民にしましたら、そのことによって財政支出が軽減されるという、私はそういうものもあると思うんですよ。

例えば需用費の関係、つまり燃料がかかるとか、そういうことの単価によって伴う変更のあるものはまた例外ですよ。

それによって事情が状況が、外的要因によって積算根拠が著しく増になったり減になったりするものございましょうし、そういうものは当然わかるんですけども、単純的に考えてね、この今提案されたものにおいて、すべてがそういう状況でないように私は思慮してらるんですよ。

もちろん一番大きく占める通常の例えば公務補業務委託にしても警備委託にしても、それほど今の状況の賃金物価上昇からいってね、不安定な要因ではなくて、低い状況の中で安定してることから踏まえれば、そういうこともあつてしかるべきかなという思いもしてるんですよ。

もう一つ同時にね、競争原理が働いて入札行為の中でね、一方でそれじゃあ競争原理が働くということは、どういうことを発注先にするかということもあつたでしょうね。地場の企業なり地場の雇用ということを中心としたときは、そういうこともなかなか厳しいものがあると、現実問題として。そういうことへの思いを馳せたときには、ある種スタイルが限定されるのかなと。

そしたら、やっぱりこういう種のを提案してあなた方が執行していくときには、留意点としてはあと何が残ってるんだろうなということをね、そのことによって何が町民にとってプラスになるのかな、あるいはそれにかかわる業界にとっていいのか、あるいはそれに業界に係る雇用されてる人がどういう安心感を与えるのかと、いろいろな思いありますよね。それを総合的に判断をしたとき、あるべき一つの留意事項があるんじゃないかという思いをするんですよ。

だから、先ほど副町長答弁されたように、国のふるさと雇用、もろもろ含めたそういうものはまた一連の関連はございますから、一概に言えませんでしょうけども、そういうことを踏まえて、一つの留意点は、今年度は新年に向けてどういうことでしょうかねというのが私の質疑の趣旨でございますので、その辺御理解をいただいて、現段階には全くそう

いうことは考えておらず、前年と同じようなことで執行を考えた、こういうことであればこれもやむなしですけどね。

今見たところ、複数年契約の債務負担行為の期間がないんですね。今あるのは足寄化石博物館です、複数。あとは単年度ですね、21、22年ですからね、来年の新年度の分ですよ。

そういうところの観点からいくと、どんな御所見があるのかなと、執行に当たって。そういうことをお尋ねしてる質疑の趣旨でございますので、御理解いただいて御答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、御所見をどうぞ。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

この債務負担行為の補正をお願いしている物件については、従来も単年単年で、それ以外に長期契約というのをやっている物件というのもあるわけですけども、この部分については、どちらかという人、清掃であったり警備であったり、ほとんどが人件費の占める要素が多いといった物件が多いのが事実であります。

そういった中でどうしてもその時々雇用の状況等々を見たときに、当然地元雇用、地域の企業の今育成雇用等々も考慮した中で、一定の価格変動もあるということも踏まえて、単年度契約にはしてるということもあるわけですけども、正直申し上げて、議員の御指摘の後段の部分の答えと今お答えできる内容というのは、議員が後段で申し上げたように何ら変わらないのかということでありまして、昨年と同様の対応をしていきたいということでございますので、今年度から特に入札形態等々が変わっていくということではございませんので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まあ、大体答弁の限界かなと。持ち合わせないのに、答弁せ答弁せ

というのはこれは無理な話、わかりました。ただし、新年度に向けての分にはそうですよと。

私がこの機会、もう1回あるんですよ、来年のこのぐらいに。議会でこの同じ案件で。それまでにも、まあ委員会の中でも委託業務の関係で道内調査をするときに、メニューへ入れようかって、いろんなお話も出てることも事実なんですよ、まだ集約されてませんけど。

その際に、例えば特養であるとか病院であるとか給食業務であるとかすると、私も総務委員会の担当セクションではございませんのでね、そんなお話を申し上げて、まだ意見を集約し切っていない状況にありますけども、ただ、我々としても、やっぱりこの種のものについては、非常にやっぱり直接直営でやるものについては、それなりのやっぱり一定のことを我々も思いをいたしますけど、また直接・間接的に委託をして、町が直接な場合は、また一つの思いもまた出てくるわけですよ。

したがって、今年度は今現段階での答弁については持ち合わせてない、御所見持ち合わせてないということですから、これ以上言及することはいたしませんけども、次年度に向けてもね、これ当該年度中に向けて、かつてのごみ収集もそうですよ、単年度から複数になった、あの入札行為したとき、非常に困惑した業界もいろいろあった、それにかかわる人もいろいろと困惑した状況で、今複数年契約になりましたね。あれはそれなりのやっぱり事情なんですよ。

それなりに指名して一定のものがあるから指名した、極端なことという、落札しないとと思ったら落札したら、それから一定のことで短い期間の中でその業務の業務行為を契約に基づいて遂行するために、その受託業者の方がそれで困惑したと、の方もそうですよ、前経営されてた方が行くんだしたら、次とったら雇用を脅かされるというお話も聞いてます。そういうことからいきますれば、

やっぱりそこで複数年契約ですよ。

だから、この種のものもやっぱりただ人件費だけ対応だったら、それこそ先ほど申し上げたように　とかそういうもの、究極なデフレ社会ということもあってね、そういう状況ですけども、もっと一考察あるのかなと、そしてそのことによってもう少し予算算出の算出科目はいろいろなことございましょうけども、してることございましょうけど、もう少し複合した形の中でやる方法はないのかなとか、そのことによって、町費が安定的に一定年数その業務に携わる事業のパイが確保されることよっての企業に対しても、いいやっぱり影響を与えることは事実なんですよ。

ましてやそこに雇用される方も、毎日の命がかかってるわけですから、だからそういうことから言えば、もうちょっと新年度に向けてね、本日のこの補正予算については答弁の限界と承知して、これで承知しますけど、この1年間、学習期間ということで、新年度の今ごろに向けてひとつ、一つの決意のほどを副町長ひとつ御所見述べていただければ、非常に質疑をしてる議員として非常に嬉しい限りなんですけど、いかがでしょうか。どうぞ。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 議員仰せのとおり、来年度以降に向けていろいろな部分で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 他に質疑は。

2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 1点お伺いします。

総合体育館の清掃業務委託についてお伺いします。2階の団体のところで利用した場合、使用した後にモップなり掃除機かけたり、ほうきで掃いたり床はするんですけども、備品について大きな鏡とかありますよね、ああいうのは利用者がきれいにするものなのか、その清掃業務委託を受けてる方がす

るものなのか、お伺いします。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） 2階部分のアリーナの鏡の関係でございますけれども、基本的には業者の方で行うということになるかと思っておりますけれども、いずれにしても、使われる方についても使った後の御協力をいただくということもあろうかと思っております。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 今度利用するとき、大変汚れてましたのでね、利用する団体がやはりグラスだとか用意していこうねという話にはなってるんですが、利用者が複数の場合がありますよね、たくさんの方が。結局その人たちは指をつけないように出したり入れたりしても、ほかの団体の方がそういうふうなことがある場合もあるんですよ。

そして、皆さんが徹底してそういうことを協力していただければいいんですけども、そういうところも清掃、協力としてできる範囲は、やはり床とかモップかけたりということはするんですけども、気がつけば利用者がするのは、もろん常識的に考えたらそうなんですけれども、どちらが、その清掃業務の料金の中に入ってるものなのかどうかということをお伺いしたいんですよ。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

今、契約内容等手持ちにございませんけれども、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、どちらがやるかというのは明確にしていきたいと。

ただ、利用される方については、やはり使った後始末ということも御理解をいただきながら進めさせていただければなと、このように思っているところでもございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 全体に対する総括、
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わ
ります。

これから、討論を行います。討論はござい
ませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 動物化石博物館施設
管理運營業務の債務負担行為1億8,900
万円、要するに年間3,780万円、本当こ
れにはとてもがっかりした。指定管理者に
なったらもっと町の負担がなくなると、それ
を期待していたのに、町の負担は前と余り変
わらない、このような状況ではやはりこのや
り方にはまずいなと。

今まで化石博物館が開館して12年と少し
ぐらい、この間赤字赤字赤字続き、要するに
せいぜい500万前後ぐらいの、最近では5
00万いかない、300万かそこらぐらいの
収入になっているという状況の中で、やはり
指定管理者するにしても、今までの人ではだ
めなんじゃないか。

今までの人は、やはり大学の研究室にいる
ような人だから、そうではなくて一般受けす
るような、たくさん観客を引きつけるような
そういうセンスを持った人に指定管理やらせ
るべきではなかったのかな。そういうことか
らこの年間3,780万円もかけることに対
して反対いたします。

それからあと1点、銀河線の跡地、あそこ
にある跡地の宿舍解体工事、あそこは住居と
して提供してほしいという意見が本当にいろ
んな人から寄せられていた、でも、そこを無
理やりわざわざお金をかけて壊して大型車の
駐車場にすると。

あんな遠くに駐車場をしても、あそこから
駅へ行ったら一体どれだけ歩くんだらう
と。コンビニのように店舗のすぐ前に駐車場
ある方が便利な中で、こんな遠くに駐車場を
つくる必要ないんじゃないか。そういうこと
から宿舍を有効利用しないで簡単に解体して

しまうというこの予算、この2点に対して反
対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございま
せんか。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わ
ります。

これから、議案第8号平成21年度足寄町
一般会計補正予算（第14号）の件を採決を
します。

この表決は、起立によって行います。本件
は、原案のとおり決定することに賛成の方は
起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第8号平成21年度足寄
町一般会計補正予算（第14号）の件は、原
案のとおり可決されました。

議案第9号

議長（吉田敏男君） 日程10 議案第9
号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正
予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま
す。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題と
なりました議案第9号平成21年度足寄町簡
易水道特別会計補正予算（第2号）につい
て、提案理由の御説明を申し上げます。

補正の内容につきましては、債務負担行為
補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。第1表簡
易水道6ヵ所におけます施設維持検針等業務
委託に係る債務負担行為1件をお願いするも
のでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていた
だきます。御審議のほどよろしくお願い申し
上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案
理由の説明を終わります。

13ページをお開きください。これから、

議案第9号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

14ページをお開きください。第1表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第9号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第10号

議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第10号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長堀井昭治君。

福祉課長(堀井昭治君) ただいま議題となりました議案第10号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。第1表債

務負担行為として3件をお願いするものでございます。内容といたしましては、平成22年度当初より業務が開始される、特別養護老人ホームに係る施設警備業務並びに清掃業務並びに洗濯業務の業務委託3件についての債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

15ページをお開きください。これから、議案第10号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

16ページをお開きください。第1表債務負担行為3件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第10号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第10号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第11号

議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第11号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長南岡雄二君。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第11号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年度足寄町上水道事業会計の補正予算（第4号）は、施設維持検針等業務委託に係る債務負担行為1件をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

17ページをお開きください。これから、議案第11号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

債務負担行為第8条1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第11号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第11号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第12号

議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第12号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長高田安春君。

病院事務長（高田安春君） ただいま議題となりました議案第12号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明いたします。

第2条関係でございますが、予算第9条の次に第10条として債務負担行為を加え、平成22年4月1日から業務開始を必要とする夜間警備業務等の委託など2件の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

19ページをお開きください。これから、議案第12号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

債務負担行為第10条2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第12号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第12号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

諸報告

議長(吉田敏男君) これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) 突然なんですけど、これより皆さんにお諮りをしていただきたいんですけど、足寄町森林組合の1件につきまして緊急質問をされたいと思ってるんですけど、皆さんの同意をお求めいただきたいんですけど。

緊急質問

議長(吉田敏男君) ただいま4番井脇昌美君から、森林組合の件について緊急質問をしたいとの同意を求められました。したがって、井脇昌美君の緊急同意の件を議題として採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。井脇昌美君の森林組合に対する緊急質問に同意の上日程に追加し、追加日程第3として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

井脇議員の発言を許します。

4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) 本当に発言の機会をいただきましてありがとうございます。

私もこの森林組合さんとは同業種に当たり、私なりの個人のいわば同業種としての経験45年間からの端からの見解と同時に、今現在置かれている公職に存在しているという立場からも、先般2月の11日、十勝毎日新聞さん、それから北海道新聞さんの記事に、記者さんの若干な受け取り方の微量な表現は違いますけど、ほぼ同一した見解を新聞の掲載によって見させていただきましてところでございます。

12月の定例会だったですかね、8番議員さんから緊急ということで、こういうことも踏まえた中で想定された質問された、その後に大きな新聞のいわば白抜きの活字となってあらわれたわけでございますけど、私はまず町長にお聞きしたい。

非常に町長にこれからお聞きすることも、行政側からのいわば内政干渉に当たる部分もあると思うんですけど、それは一般論として、一般論としてまず受けとめておいていただきたいと、お尋ねをさせていただきたいと、そういう中でお答えをいただきたいと思うんですけど、まず、新聞にも掲載されてましたけど、12月の定例会の8番議員さんのときの質疑の中で、推定されるほぼ3,000万円という欠損金が出てるという報告の中で、12月同月、最終的な数値も含めた中で2月にわたって数値が確定したと、その数値そのものが今回提示される数字がはっきり出たんですけど、900万前後のもう早数字的なずれが生じていると。

なぜそのような数字が予測されなかったのかなという、非常にずさんな、いわば経理数字上の押さえ方も相当いい加減と言われてもしょうがないようなところがあるんじゃないかなと。

町の方にも相当おくれればせながらの報告しかなかったというような、中間でその経過の報告もなされてなかったようにも新聞から拝

見されているところでもございます。その中で一番今後大事なこととして、これからお答えもいただかなくちゃいけないんですけど、何か具体的な策がさっぱり見えていないながら事業計画が出されていると。

むしろ同時に、私は事業計画どころか、厳しいんですけど、その書類に改善計画というものがきちりと提出されるべきではないかなと、そういう事務処理の流れというのは、存じてない人らばかりが、いわば理事さんになって役員さんになっておられるのかなと。

また、町の行政林業政策として理念を逆に言えば組合に向けていなかったのかなと、常日ごろ。その辺の双方にもちょっと問題があったんではなかろうかなと。

御存じのように、町も37%の全体の出資ウエートを占めてると、お聞きするところによると、組合法に沿うていうと37%、一般の民間と違って、発言力は決してボリュームが多いということでない、一組合員さんも大口の出資者も同等の発言力ともお聞きしてるところでもございますが、しよせん町の重いこのような税金の一部がこうしていわば三千万円前後、細かく言うと3,468万だったですかね、3,468万だったような記憶してるんですけど、そのような数値はいわば出資金として出されていると。

ですから、そのいわば町としては重い出資金をですね、なかなか内政干渉には至らない、いろんな指示・命令は出せないながら、私はそのまま今の流れに任せるような現況のイメージですけど、私はそうはならないと思うんです。

理事さんがさっぱり責任の自覚がない、どのような理事さんがあれで責任とったと思ってるのか、私はそれで責任とったと思ってるのであれば、これはもうとんでもない、理事さんの能力を疑わざるを得ないような現況です。

何かこれも新聞で見させていただきましたところ、欠損金のいわば法定準備金とか積立

金等々をすべて切り崩して約200万円弱のいわば繰越損失が計上されたと。理事さんの報酬が五百数十万円、12月に、職員の12月の賞与までカットしてゼロにして、自分だけがそのような金額を報酬をいわば配付したと、10名ですかね。ちょっとね、我々民間ではちょっと考えられないです。本当に考えられないですよ。

今までの過去の理事さん、いわば平成7年度1億円以上の大きないわば累積赤字が出たときに、議員からも派遣されて本当に理事さんとなって活躍され、身を削り、やっとこ正常化に持っていったあの経過等々が引き継いだ途端に、がたがたがたがたとか積んである石をけっ飛ばしたように一気に崩れたような数値になってきてますよね。私はね、この間この数年間の経過を見て、町にも若干やはりその間何かお話の仕方がなかったのかなと、そういうことも考えたこともございました。

私も昨年だったですかね、代表理事さんにお会いしまして、私の経験の中で少しでもそのような協定書もあのように交わさせていただいた、いろんな側面から柔らかな支援の仕方も方法も考えたこともありましてし、自分の個人的な人間的な感覚からも、代表理事さんともお会いし、いろんな事業の遂行、いろんな今の業界の実態というのもお話をさせていただきましてけど、何だかの耳に念仏みたいな感じの非常に反応のない、そんな感じは受けてはいたんです。

決して個人を中傷してどうこうということではないんですけど、非常に理事さんそのものがこのリスクということが全く想定されていないというか、だれしものが想定して理事を、大変な仕事ですから受ける人はいないんですけど、理事というのはそういうような、理事さんというのはそういう僕は立場にあられる、ある意味においては。

いわば利益が出たときに報酬が、その分に頑張ったいわば理事者の報酬として得るといのがこれは私、基本ではなかろうかと思う

んです。すべてをとめて職員を解雇し、職員を異動させて事業計画、新年度にしてもそこからじゅうカットして、私はね、この流域に対して今まで、工場のいわば基幹産業としての存在というのを私はね、工場を閉鎖すればそれで簡単にいいのかと。

先人がいろんなあの工場を苦慮して今日まで来た経過があるわけです。それが維持できない。町のある人も、議員さんの中にもやっぱりおられたですよ、町の人にもおられました。そんなもの、おが粉工場建てたからあんなもの赤字なんだと、乾燥工場を建てたから赤字いくの当たり前なんだと、とんでもないやじというか、理解し得てないですね。これも町長、やっぱりちょっと理解しておいてあげてください。

製材工場が存在する限り、この乾燥工場というのはこれは必需品なんです。これを避けて通ることのできないいわば1機関なんです。その維持管理ができなかったということです。

また、今のおが粉工場は作動してます。このおが粉工場というのは、大きな大きな今では、過去6年、7年前、8年前の設立当時のことを考えると、大きな大きな利益を今生んでるんですね。ですから誤解してるんですよ、すごく。そしてわあわあわあわあわあわあわあわあやじを飛ばしてるだけです。それをまた真に受けて、理事さんもわあわあわあわあわあわあわあわあ同じくやってるわけですよ。

なぜここでこれだけの損失が出たか、ただこの期間をカットする、職員の報酬をカットする、自分らはいただく、パフォーマンスで2~3%削除したらいいんだろうと、それで申しわけ立つんだろうというこの事業の体質では、私は今年度やっても同じことだと思いますよ。

ですから23日、冒頭に町長のけさの招集のごあいさつの中に、総会后に議会の方にまた報告されるというお話もちょうだいいただきましたが、その総会時に、今回ばかりは非常

に厳しい町長の御意見も出ようと思いますけど、その中できょう実は緊急質問ということで今話の機会をちょうだいしたわけですけど、その辺非常に内政干渉に入る場合もあるでしょうけど、一般論として町長の思いを発信していただかねばならないですし、お答えをちょうだいをいたしたいと思います。

議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

ちょっと手元で控えさせていただいて、一部重複する部分もあるかなというふうに思いますけれども、8点到る御質問かなというふうに思います。

順次お答えをしていきたいというふうに思いますけれども、まず冒頭の、昨年の12月定例会で高橋議員からの御質問等々を含めて、あるいは行政報告も含めて、当時は3,000万強の赤字決算の見込みということで私の方から報告をさせていただいたわけでありまして、これは12月時点でありまして。

あらかじめ申し上げておきますと、森林組合の決算というのは12月であります。ですから残り期間わずかでございます。

なぜ3,000万強という数字の説明になったかといいますと、実は私も説明を受けたのは、最悪3,700万程度の赤字になるかもしれないと、しかし、数字を精査をしていく中で、3,200万から3,300万程度に圧縮できるかなというこんなお話もいただいたということで、ですからその時点では、ちょっと確定した数字じゃなかったものですから、表現の仕方としては、3,000万強の最悪赤字が出るかもしれないというそんな見込みだという報告をさせていただいたということでございます。

残りわずかの中で最終的な決算の数値の精査をした結果、年明けて1月に聞いたわけでありまして、3,900万強の赤字決算という最終報告をいただきました。

正直言って、私もある意味愕然といえます

か、驚きといいますか、たしか圧縮できるはずが、なぜふえたのかなということで、担当の方に指示をしまして、そのわずかの期間で、減るところかふえたという原因何なのかということで、少しお聞きをすれということでお聞きをした結果、そしてまた、あわせてそのときに部門別の、詳細は避けますけれども、部門別の状況も若干参考までにお聞きしていたわけでありましてけれども、そのときには、共通経費といいますか、経費の配分をする前の数字だということで、部門別の分についてそんなお話も聞いていたわけでありましてけれども、それが結果として経費をオンしたら3,900万になったという、正直言って私自身、現段階でも、その詳細というのはちょっと説明を求めたわけでありましてけれども、数字がこうなんだと言われたら、そうですかと言わざるを得ないといいますか、そういう意味では、その点についても私はちょっと疑問といいますか、不満に思っている点でもあります。

ですから、議員ずばりお尋ねの何で短期間の間で900万もふえたんだという私に対する質問については、私もちょっと経営者でありませぬし、数字も徴してませぬから、ちょっとお聞きをしたことを、ちょっと率直にそのままお答えをしてるわけでありましてけれども、残念ながら、そういう精査をした結果が900万程度ふえたというようなことだというようなことでございます。

それから、2点目の改善計画の構築、あるいは行政と組合とのかかわり、このかかわりというのは、これは議員御質問のいわゆる今期の赤字の見通しが出た段階でのこと、あるいは今年度のかかわり、それから後段の方では、過去において再建対策をしたときに、いろいろ改善計画を立ててみごとに再建を果たした、それ以後の行政のかかわり方ということも含めて、関連することだろうというふうに思います。

まず、再建対策以降の行政と私どもとしては、担当者の方ともこれは常に連携を密にし

ながら、必要に応じて情報交換もしながらというようなことで、それは意識をしながら進めてきたつもりでございます。

ただ、毎月だとか二月に1遍だとか、定期的な協議ということではございませんけれども、少なくとも今の時期でありますと、今の時期よりも年前ですね、年前の時期でありますと、当然新年度予算にかかわること、森林組合から行政に対する支援等々を含めた要望をお聞きする、あるいはこれは農とあわせて林業の政策懇話会的なものも当然持っておりますし、それから何か大きなことがあれば、当然どちらからともなくこれは相談といいますか、相談をかけるということが私はでき上がっていたというふうに認識をしていたわけでありましてけれども、あえて強調させてもらいますけれども、そんなつもりでずっと、常に私が日ごろから言っているとおり、足寄町の基幹産業の一つとしてやっぱり林だということを常に強調しておりましたから、そういうつもりでございました。

そこで今年度、じゃあ具体的にどんなかわりをしてきたかといいますと、特に少し大きな動きをしてまいりました。

それは何かといいますと、これはたしか6月議会だというふうに思いますけれども、高橋議員からもちょっと御質問を受けた経過もありますけれども、御案内のとおり、年が明きましたから一昨年になりますかね、例のリーマンショックのとんでもない経済不況に陥った、ここでこの田舎の町で一番先に影響を受けたのは、やっぱり加工場、木工場なんですね。

これは足寄町の森林組合に限らず、全道、全国の加工場、木工場というのは極めて厳しい状況になった。もっと言えば、とりわけ足寄町の森林組合というのはカラマツ、これ梱包材ですとかパレットですとか、そういうところに供給を多くしていたわけでありましてから、もろに影響を受けたということもあります。

そういう中で高橋議員の質問にもありまし

た、これは足寄町の林業政策として、とりわけ加工場をどうしていくのかという部分で、これは私も、これはもうこの以前から、森林組合の加工場、木工場部門は、部門別で見ても苦戦をしてるという状況はわかっておりましたから、これは指導機関であります北海道、あるいは十勝支庁、機があるごとにそれぞれ担当のところに行って、十勝管内の木工場の状況、あるいは足寄町の森林組合の工場の現状をお話をし、いろいろ指導なり、あるいは助言なり、もっと言えば、道森連との絡みも含めて支援策というようなことも検討いただきたいというようなこともお願いをしてきたところであります。

さらに7月以降、何らかの形で、このままの状況を手をこまねいては、最悪足寄町から木工場が消えてなくなる、もっと言えばカラマツを引ける工場がなくなってしまうんでないかと、こんな危機感も持ちながら、何らかの形で足寄町に木工場を残せる方策がないのかということで、具体的な協議を課長以下担当の方に指示をし、これは非公式ではありましたが、森林組合の方と具体的な相談をせというように指示をし、最終的には10回程度協議を持ってきたわけでございます。

その都度報告を受けたわけでありますけれども、なかなかその協議がスムーズに進まないというふうに私はその程度感じ取っていたわけでありますけれども、これが実は12月のたしか7回目か8回目の協議の報告の中で、町長、実は大変だということで報告がありまして、そのときに、先ほど申し上げました3,000円強の赤字の見通しだということが明らかになったということです、そのとき初めて。そんな状況もあって、先ほど申し上げたちょっと驚きということも含めてあったということでございます。

この間の再建対策以降の行政としてのあるいは組合とのかかわりという部分では、今年度の部分も含めて少しお話をさせていただきました。

次に4点目、町の貴重な財源の中から3,400万強の出資金を出していると、これは議員も仰せのとおり、これは会社組織ではございませんから、協同組合でありますから、30%を超える出資割合でありますけれども、これは発言権というのは、本当にそれぞれ組合員同じ立場でございますから、特に発言権の強く持っているわけではございません。

そういう中であって、具体的に議員の方から役員責任の問題を触れておられました。職員の手当カット、6月は1ヵ月分と聞いております。12月は手当なしというふうに聞いております。そういう中で役員報酬のカットどうなんだと。

この役員報酬のカットの分につきましては、この年度当初に5%カットをしてるんだと、対前年比。さらにはこういう事業計画を含めてさらに5%カットをした、合計で10%をカットをしたんだということで私はお伺いしております。

それでその責任感の問題、それでいいのかという大変厳しい御指摘といたしますか、御発言がございました。

率直に申し上げまして、私は大口出資者とかというそういう意味でなくて、これは私個人としても、この責任のとり方はいかなもんなかということを感じまして、実はそのことも組合長以下役員の皆様方にも、大変僭越な話ではありましたが、議員と同じような気持ちはお伝えをしたところでございます。

それから、改善計画とあわせて来期の再建といたしますか、事業の計画の絡みで、もっと議員の方から具体的に、工場を閉鎖すれば済むことなんですかということでもありますけれども、実はこれまた同じことを私も申し上げさせていただきました。

不採算部門の工場をもう赤字が膨らむからやめたと、じゃあほかの部門で従来どおりのやり方で繰越欠損金、あるいは解消ができ、次期黒字という状況に持っていけるんですか

という部分については、ずばり御指摘もさせていただきますましたし、もっと言えば、今期の赤字の原因をもっとしっかりと原因究明をし、改善点はどこなのかというところも含めて明確にしなければ、ちょっと簡単なものではないのではないですかということもあわせて、僭越ながら申し上げてきたところでございます。

最後のこのままの体制では大変な状況になるのではないのかという御心配の御発言でございます。私も同じような思いでございます。

そこで、るるお話し申し上げましたけれども、過日、実はこれは何も権限は持ってはいないんですけども、過日、森林組合の方にお邪魔をさせていただいて、まさしく何も権限ありませんから、そういう意味では非公式な話ということになるかもしれませんけれども、今申し上げたようなことも含めて、組合長以下役員の皆様方には大変厳しいお話をさせていただきます。

結論としては、やはり総会の場でどういう形で組合長の方から今期の総括、あるいは次期の方針、議案書以外にどういう形で付加をするのか注目をしたい、もっと言えば、議案書どおりのただ単なる読み上げでは私は納得できませんという、大変僭越ながら大変きつい言い方をさせていただきます。

あわせて監事さんに対しても、議案書に載っている監査報告だけでは、到底これは組合員の皆さん方は納得しないのではないですかということも申し伝えさせていただいたということでございます。

長々とお話ししましたけれども、いずれにしましても、23日の総会、私自身も出席をし、機会が与えられれば、ごあいさつもさせていただきますたいというふうに思っております。

総会が本当に組合員さんの皆さん方の本当にある意味議論百中といいますか、伯仲をしていただいて、やはり赤字決算はしたわけですから、これはもうどうにもなりませんか

ら、そういう中で次期の揺るぎない経営計画をしっかりと組合員総体の中で確認されることを、現段階では御期待を申し上げる以外にないなという思いでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 非常に町長もつらい立場は御存じを承知しながら、一般論としてお答えをるるいただいたわけなんですけど、今お答えの中で、リーマンショックといいますか、金融危機の要因がもろに受けたんだという、ある意味においては、軽微な低いレベルの言いわけですよ。

私はこの数字に対してはね、なぜこのようなことを言うかということは、きちっと分析されてるわけです、工場の実態というものは。

これは足寄の森林組合さんだけでないわけです。今こうしてお話ししてる最中も、製材工場というのはフル操業です。今、オーダーが洪水のように入ってるんですから。

というのはなぜかと思ったら、昨年1月からやっぱり4月ごろまでは低迷していたのは事実です。弱電、自動車関係のいわば製造比率が、トヨタ自動車でも30%ぐらい製造がとまりましたね。各自動車メーカーの梱包材のウエートというのは、これは非常に大きい、弱電メーカーも含めてですね。

これが5月に入ってから、堰を切ったように自動車、または弱電関係のエコポイントというんですかね、何ていうんですか、あの効果も拍車がかかって、もう急速な回復に乗じて、年末までに一気にその分のいわばリスクが、逆にある工場においては3割、逆にカバーリングできたというほど製材の実態ですよ。だから非常に何か言いわけばかりしているにすぎないなと。

町長のお話の中で、町長も町からの報告を今ある意味においては代弁していただいたという中で、また非常に残念なのは、報酬を減額すると、報酬ですよ、報酬は出るということ自体も、役員の報酬というのは健全な経営

の中で、冒頭に先ほどお話ししたとおり、理事さんというのは非常にづらい立場で、決まった定額を毎月毎月きっちりきちっといただけるという本来の話、形はあったとしても、そのときの状況によっては、水飲んで理事さんというのは今まで過去にも1食抜いてきたという事実もありますし、理事さんの中には数百万負担をしてきたという、これは古い話でないですよ、何とか健全な運営をするべくやってきたのが主だったんですね、理事さんが。

だから、報酬が減額すると役員になる人がいないから、だから5%報酬したんだという、私ね、これは恐ろしい考えだと思います。これは何ていいますかね、経営感覚も何も度外視して、報酬いただけるから入るという感覚ですもんね、それだったら。私の解釈の誤りもあるのかもしれませんが。

それと、町の方からこれ民有林の森林組合さんに対して監視料250万見込まれてますね。私はね、そのような町も本当に何かどうしたらいいかわからないような現況の中で目に見えない、私はこの250万悪いということではないんです、このことがそういう経過の中で町ときちっとした連携図られ、町にきちっとした報告なされた経過という、本当に町の大口の出資者としての存在をきっちり私は理解していながらの事業だったら私はわかりますよ。

何もかにも無視しておいて、そして減額になったらあんなもの役員になる人は理事なんかだれもないわと、リスクもない何もない、考えてないんですね。減額になったら役員になる人いないんですから、さっぱり理事さんの役目というのは何なんだ、責任感というのは全く失ってる、私はだから今の組合の現況から見、この250万すらですね、私は町で今年度事業計画に入れられたというけど、それは向こうが勝手に入れてくるだけですから、そのようなとこに町としてはお支払いしようと思ってるんですか。

理解できない、いろんな中で不満が募って

る中で、こちらの言い分も指示はしないでも聞いていただけない人らに、町の監視料250万また、ああ、どうぞ少しでも穴埋めに使ってくださいという意図で支給してるのか、またもう少し踏み込んでいうと、この監視料というのは、どのような形で森林組合さんは250万いただいているんですかね。

おまけに、理事の任期がお聞きするとあと1年あると、1年あってもやらくていいんですから、これ理事だけは。自分から辞退すれば、辞職すれば、あと1年あるからって、責任感持ってあと1年何もやる気ない、能力ない人がそこに座ってる必要ないんですよ。あと3年あるからって3年やらなきゃいかんということないんです。その辺の逆に言えば大変でしょうけど、代表理事さんとお話も私は早急にされるべきだと思います。

ですから1~2点お聞きしましたけど、まずその辺のお答えを、今年度の監視料も早く出そうと思っているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

まず最初の、5月以降ぐらいからは加工場については生産量回復し、もっと言えば、従前以上に操業プラスしているところもあるよというお話でございます。

実は工場の状況というのは、当然十勝支庁の方にも相談をし、現地にもたしか2回ぐらいはもう現地に入ってくれてるというふうに思ってますけれども、これはまたやっぱりその中でちょっと明らかになってきたのは、やはり取引先が、再建やったときにはいろんなところとの取引をやってたわけでありましてけれども、その後、これは私どももちょっと掌握してなかったんですけれども、工場の取引先というのは道森連オンリーにしてしまったというこんな話をお聞きしまして、何を言ってるんだよと、これ平たい言葉で言いますけれども、何を言ってるんだよと、もっともっと新規開拓も含めてすべきでないのかとい

う、まあ、しよせん我々は素人でありますけれども、そんなお話をしてきたのも事実でございます。

また、途中では道森連からもオーダーが少し入って、回復してきたのかどうかちょっと定かではありませんけれども、ちょっと工場の体制が整わないということで、何かオーダーを断ったという経過もお聞きしまして、ますます御理解と申しますか、ちょっと理解できない状況だなというふうに、そんなじくじたる思いもしたのも事実でございます。

それから、報酬10%減でいいのか、あるいは役員の問題どうなんだ、さらには役員体制、任期1年残っているんだけどどうなんだということでございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げたとおり私自身も本当にいかなものかなというふうには思っております。

ただ、役員責任というものは、これは法に定めがありまして、当然役員責任はこれは負わなきゃいけないというのはこれは間違いなくあるわけですから、役員のなり手が云々だとかかんぬんだとか、そういうレベルでないというふうには私は思っております。

そのこともちょっとやりとりの中では、ちょっときつく、そんなことは聞きたくないというお話もさせていただきましたけれども、これはそういう意味では、議員と認識は一致するところかなというふうに思っております。

ただ、最後の任期1年残ってるからといってそのままがいいのかと、場合によっては場を設定、行政として私の方からそこら辺のことも申し入れるべきではないのかということでございますけれども、この点についてはですね、これはまさしくちょっと、いろんな思いはありますけれども、これはちょっとそこまでいっちゃうと、まさしく内政干渉なのかなというそんな思いもしております。

そのことも含めて、これはやはり役員責任の問題等々含めて、あるいは体制のあり方含めて、これはやはり私は総会の場に期待をす

べきだなというふうに私は思っております。

民有林の監視料と申しますか、委託料の関係でございます。21年度も約250万計画をし、新年度についても同額を計上する予定でございます。

詳しい内容は、私もあれですけども、これは民有林の造林地、これは巡視も含めて、あるいは事業の関係等々含めて、所有者の方々といろいろ指導を含めて相談業務ということで委託をしているわけでございます。

これについてはそれぞれ毎年毎年実績ということも提出をさせ、確認をさせておりますから、この事業は手抜きなく実行していただいているということは確認をしておりますので、これは引き続きやっていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 民有林の監視料のことに對して、私はこの250万が仮に300万でもね、私はその金額は云々ではないんです、実は。

今の現況の非常に町のこのつらい立場というのをなぜ理解してもらえないのかなということに對して、本当にこの金額が、むしろもう本当に意が通じなければ、もうどぶに投げるような感じになってしまうような感じするものですから。

それと同時に、取引先に道森連さんという言葉、販路が出ましたけど、道森連さんのことがいい悪いというよりも、それもすべて言いわけなんですよね。道森連さんは道森連さんのやっぱりしっかりした販路というのは持ってくれてるわけですから、それが100%だから、仮に50%だからいい悪いじゃないわけです。

それなりにむしろ今町長の方から、お客さんの貴重な気持ち、あらわれを断ったと、オーダーを断ったわけですから、これは僕は最悪の、今断って今それを失うんじゃないかと、2年、3年、10年後にずっと延々とそ

のお客さんというのはもうこっちへ向いてもらえないわけですよ。

それなりのいろんな値段等とか、いろんなあると思うんです。サイズの問題もあったらと思うんです。

それはただ単に断った理由というのは、明確に私もわかりませんが、それだけに残念なようなお話の一端ですけど、何かすべてが言いわけだけで、そんなこれから事業を起こす、改善していく中で、甘いもんでないというですね、最後になりますけど、私は一言で言うと、この今の形というのは、早急にいわば総入れかえをした中で、大手術が早急になされるのが、私個人的な意見としては理想でなからうかと思えます。

それと同時に、私もなかなかあれなんですけど、町のこれだけの37%の出資、これが今何かずるずるずるずる言いづらい、言えない、権限ないという中で、今仮に脱会したからって、三千四百数十万円の金額は戻りませんから、そういう経理内容ですから、何%戻るのは、相当な出資金の回収しかないんですけど、どちらにしても、出資金の問題も今日に経過して今年度も入ろうとしてるんですけど、2月いっぱいだったですかね、あの工場をもう閉鎖するという、今月いっぱいですよ。非常に新聞では2月いっぱいと載ってましたね、非常に寂しいですね。

一回これを灯をとると、なかなか再度再建するというのは、これはお客さんのいろんな流れも含めて非常に難しいんですけど、私はこの流域で大きな偉業をなしてきた先人が、ずっと工場を建設してから今日まできた経過というのを、もっと僕は慎重に考えるべきではなからうかなと。

それほど物事を重く重心に考えられない人らなんですよ、乱暴に言えばですね。だから最後に何を言いたいかということは、出資金の問題も、やっぱり町もシビアに、やっぱり厳しい決断をなさらないといけないのかもしれないです。

最後になりますけど、そんなことも含めて町長の固い決意と、今回23日に総会に行かれるときのいろいろな激励も含めて所見をお伺いして、質問を終わらせていただきます。

議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) まとめとして出資金の問題、これはもうまさしく町民の財産でありますから、こここのところの判断ということで、新聞報道の見出しでは、出資金引き上げもということで足寄町が通告をしたという見出しもありました。

これは中身を見ていただければわかるんですけども、私は現時点で直ちに引き上げるべしとは判断はしておりません。仮にその行動に判断をしたとすれば、がたがたがたともう本当に最悪の状況を迎えるのかなというそんな思いをしております。

ただ、本当に議員も心配いただいとおり、本当に総会の議論のいかんによっては、何を言いたいかということ、要するに次期のどういう対策をし、どういう事業計画、確固たる事業計画を樹立をされるのかということにかかわってくるんだらうというふうに思いますけれども、そのことがやはり総会の中でしっかり確認をされて、そして経過といいますが、雪が解けて実際に動き出して、造林事業も本格化してきて、その推移を見きわめながら、これは本当に貴重な町民の財産でありますから、それは常にどうすべきかということは念頭に置きながら、これまで以上に森林組合との連携といいますが、情報をしっかり収集をして見きわめをしていかなくちゃいけないなというふうに、そういう認識ではおります。

当然経営責任というのは、組合長以下役職にあるのはこれは事実であります。私の責任としては、やはり3,400万強の町民の財産を出資しているわけありますから、これをやっぱり損害を与えないようにというのは、これは私の使命でもあります。

繰り返しになりますけれども、だからといって、一番簡単なのは、今現在ですべてを

引き上げれば被害は、元金は全額は戻りませんが、最小限度にとどめられるということにはなりませんけれども、しかし、そんな短絡的なものでもないというふうに思っております。

重い責任を背負いながら、まずは23日の総会に期待をしたいということ、そしてその後の事業の進展、推移を少し見守るというよりも、どういう状況だ、どういう状況だということできちんとした情報収集をさせていただきながら、必要に応じてまた議会の方にも正確な情報を提供してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これをもちまして、4番井脇昌美議員の緊急質問を終えます。

閉会宣告

議長（吉田敏男君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

平成22年第2回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午後 3時52分 閉会

平成22年第2回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員